

報 道 資 料

令和7年9月25日

報道各社 様

静岡市消防局長

職員の不祥事に伴う懲戒処分の発令等について

令和7年9月25日付けで、下記のとおり2件の懲戒処分を発令しました。
また、同日付で職員が失職したため、併せてお知らせいたします。

記

【懲戒処分1件目】

- 1 被処分者
消防局 一般職員 30代 男性
- 2 事案の概要
当該職員は、令和7年6月2日に、自宅居室内において、妻（以下「被害者」という。）と口論が激しくなった末に、衝動的に被害者を突き飛ばしたことや床に押さえつけようとしたことにより、被害者に全治3週間の見込みの傷害を負わせ、これにより同月3日に逮捕された。
- 3 懲戒処分の事由
地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
（法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行）
- 4 懲戒処分の内容
減給10分の1（3箇月）
- 5 懲戒処分年月日
令和7年9月25日

【懲戒処分2件目】

- 1 被処分者
消防局 一般職員 20代 男性
- 2 事案の概要
当該職員は、令和7年7月12日に、勤務終了後に立ち寄ったスーパーマーケットにおいて、故意に自身のリュックサックに複数点（合計3,627円）の商品を入れ、未精算のまま店舗の外へ出たところ、店員から声を掛けられ、警察に通報された。
なお、その後に未払いの商品の代金を支払い、警察では微罪処分として取り扱われた。

- 3 懲戒処分の事由
地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号
(法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行)
- 4 懲戒処分の内容
停職 1 箇月
- 5 懲戒処分年月日
令和 7 年 9 月 25 日

【職員の失職】

- 1 該当職員
消防局 一般職員 20 代 男性
- 2 概要
職員が、地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項（※拘禁刑以上の刑に処せられた者など）に該当したときは、法律上、地方公務員の職を失う（失職）こととなります。
今回、令和 7 年 6 月 10 日に道路交通法違反（無免許運転）で逮捕された職員が、同年 9 月 9 日に静岡地方裁判所から懲役 8 月、執行猶予 3 年の判決を受け、同月 25 日に刑が確定したことから、地方公務員法第 28 条第 4 項に基づき、失職したものです。
- 3 失職年月日
令和 7 年 9 月 25 日

【消防局長コメント】

当局職員が市民の皆様の信頼を損なう行為を行ったことについて、深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対して、職場の内外を問わず、なお一層の綱紀粛正を図るとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

令和 7 年 9 月 25 日

静岡市消防局長 なるさわ ひろひさ
成澤 央久

【問合せ先】

静岡市消防局消防総務課(駿河区南八幡消防局庁舎 3 階)

担当 小田、入澤

電話 054-280-0132